

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部車両運行安全管理要綱

平成29年10月1日

大曲仙北広域市町村圏組合訓令第16号

(目的)

第1条 この要綱は、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部車両管理規程（平成25年消防本部訓令第1号）（以下「車両管理規程」という。）第20条の規定に基づき、安全運転に関する教育訓練の実施に必要な体制を構築し、職員の危険予知及び危険回避に対する判断力の養成並びに安全運行の徹底及び運転技術の向上を図り、効果的な教育訓練を実施することを目的とする。

(実施体制)

第2条 前条に掲げる目的達成に必要な教育訓練を実施するため、車両運行安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、安全運転に関する教育訓練の企画及び実施を行う。

3 委員会の組織は、別表1のとおりとする。

4 委員会の名簿は、別表2のとおりとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、車両管理規程に定める車両の総括的責任者である消防本部警防課長を充てる。

3 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会で作成した教育訓練内容を確認し、消防本部消防次長の承諾を得て消防長に報告する。

(副委員長)

第4条 消防本部及び消防署に副委員長を置く。

2 副委員長は、車両管理規程に定める安全運転管理者及び副安全運転管理者を充てる。

3 副委員長は、委員長の業務を補佐し、教育訓練等を企画する。

(委員)

第5条 消防署及び分署に委員を置く。

2 委員は、車両管理規程に定める安全運転責任者とする。

3 委員は、副委員長の指示により、職員に対し自動車運転に関する教育訓練、その他必要な実技指導を計画、立案し安全運転の技能向上を図るものとする。

(教育訓練)

第6条 この要綱に定める教育訓練は、別表3に定める座学講習及び実技講習とする。

2 座学講習は年1回以上、実技講習は年2回以上実施するものとする。

(協力体制)

第7条 自動車安全運転センター安全運転中央研修所における消防・救急緊急自動車運転技能者課程の修了者は、前条に掲げる教育訓練の企画及び実施に際し、指導員として協力するものとする。

2 委員長は、前条に掲げる教育訓練の企画及び実施に際し、前項に掲げる指導員から1

名を代表指導員として指名するものとする。

（実技講習の安全管理等）

第8条 実技講習における安全管理事項等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 講習開始前に参加職員へ運転免許証の携帯を確認する。
- （2） 使用する車両の運行前点検及び運行後点検を実施する。
- （3） 講習場所は事前に確認し、障害となる物件は事前に排除又は安全措置を講ずる。
- （4） 講習実施前に職員に対して、講習の目的及び内容を説明し、充分理解させたうえで実施する。
- （5） 講習実施中は、安全管理員を配置し事故防止の徹底を図る。
- （6） 講習終了後は、使用場所の点検を行う。

（補足）

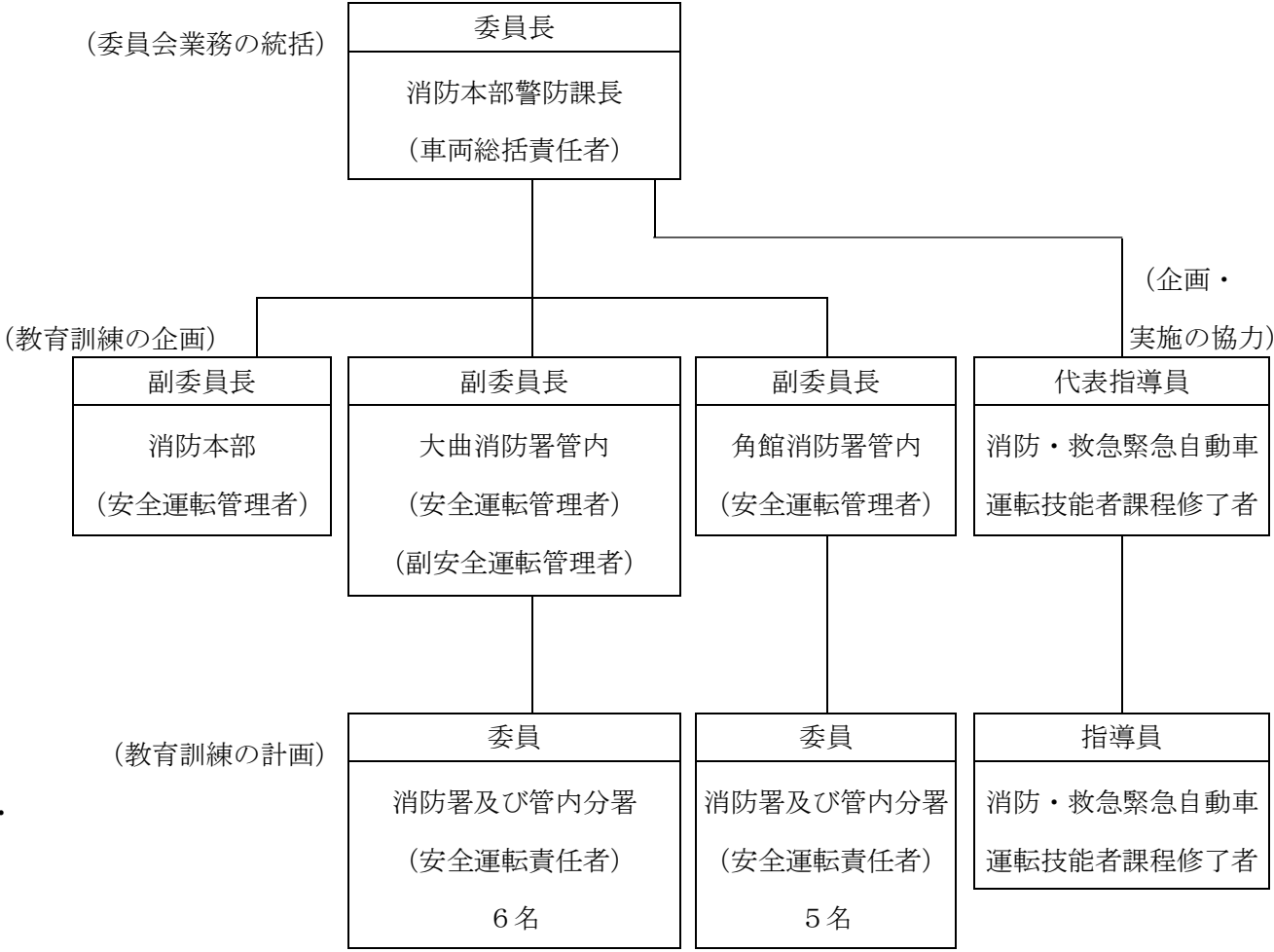
第9条 この要綱に掲げる教育訓練は、車両管理規程第18条及び大曲仙北広域市町村圏組合消防本部研修規程（平成21年消防本部訓令第3号）第15条に掲げる講習会及び一般実務研修として実施されるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

別表 1 （第 2 条関係）

車両運行安全管理委員会組織図



別表 2（第 2 条関係）

車両運行安全管理委員会名簿

職 名	所 属	氏 名
委 員 長（総括責任者）	消防本部	警防課長
副委員長（安全運転管理者）	消防本部	参事、主幹のうち 1 名
副委員長（安全運転管理者）	大曲消防署	副署長又は当務部長
副委員長（安全運転管理者）	角館消防署	副署長又は当務部長
副委員長（副安全運転管理者）	大曲消防署	当務部長
委 員（安全運転責任者）	大曲消防署	当務部長
委 員（安全運転責任者）	角館消防署	当務部長
委 員（安全運転責任者）	角館消防署	当務部長
委 員（安全運転責任者）	南分署	副分署長
委 員（安全運転責任者）	東分署	副分署長
委 員（安全運転責任者）	西分署	副分署長
委 員（安全運転責任者）	協和分署	副分署長
委 員（安全運転責任者）	西仙北分署	副分署長
委 員（安全運転責任者）	田沢湖分署	副分署長
委 員（安全運転責任者）	中仙分署	副分署長
委 員（安全運転責任者）	西木分署	副分署長
		16 名

別表 3（第 6 条関係）

教育訓練

座学講習

項 目	講 習 内 容
交通法規	・ 道路交通法について ・ 緊急自動車の特例規定について
点検整備	・ 日常点検の項目について
安全運転	・ 自動車操縦の知識、判断について ・ 事故未然防止（ヒヤリ・ハット）について
その他	・ その他必要な講習

実技講習

項 目	講 習 内 容
運 行 前	・ 運行前点検、装置（赤色灯、サイレン、マイク）の確認について ・ 正しい運転姿勢について
走 行	・ ハンドル、ブレーキ、方向指示器の操作について ・ 方向転換要領（左右折、後退）について ・ 車幅感覚の習得について ・ クランク走行、狭隘走行について ・ 縦列駐車要領について ・ 内輪差、外輪差の習得について ・ その他安全確認等について
誘導要領	・ 機関員と誘導員間の確認事項について ・ 誘導合図、誘導位置の徹底について
そ の 他	・ その他必要な講習